

火薬類の取扱いに関する訓令（昭和 54 年防衛庁訓令第 36 号）第 49 条第 1 項の規定に基づき、火薬類の取扱いに関する達を次のように定める。

平成 16 年 2 月 2 日

防衛大学校長 西 原 正

火薬類の取扱いに関する達

改正 平成 17 年 3 月 31 日防衛大学校達第 5 号

平成 29 年 5 月 31 日防衛大学校達第 7 号

令和 2 年 12 月 22 日防衛大学校達第 21 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 製造（第 3 条）
- 第 3 章 貯蔵（第 4 条－第 13 条）
- 第 4 章 運搬（第 14 条－第 16 条）
- 第 5 章 消費等（第 17 条－第 19 条）
- 第 6 章 廃棄等（第 20 条・第 21 条）
- 第 7 章 保安（第 22 条－第 25 条）
- 第 8 章 譲受け（第 26 条）
- 第 9 章 雑則（第 27 条）
- 附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この達は、防衛大学校（以下「防大」という。）の行う火薬類（学群の所掌に属するもの）の製造、貯蔵、消費その他の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

なお、弾薬類（理化学上の実験に使用するものを含む。）の取扱いに関しては弾薬類の取扱いに関する達（昭和 37 年防衛大学校達第 9 号）に定めるところによる。

（用語の定義）

第 2 条 この達において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）をいう。
- (2) 規則 火薬類取締法施行規則（昭和 25 年通商産業省令第 88 号）をいう。
- (3) 訓令 火薬類の取扱いに関する訓令（昭和 54 年防衛庁訓令第 36 号）をいう。
- (4) 火薬類 法第 2 条第 1 項各号に掲げる火薬類をいう。
- (5) 火薬庫 規則第 17 条に規定する三級火薬庫をいう。
- (6) 製造 法第 4 条に規定する理化学上の実験のためにすることをいう。
- (7) 貯蔵 火薬類を長期間にわたって一定の場所に保管することをいう。
- (8) 消費 法第 25 条に規定する理化学上の実験のために火薬類を燃焼させ、又は爆発させることをいう。
- (9) 消費者 理化学上の実験のため、火薬類を火薬庫に貯蔵する者、火薬類を製造する者、又は火薬類を消費する者で、火薬類製造保安責任者免状若しくは火薬類取扱保安責任者免状を有する者又は学校長が実施する教育を受講した者の中から学校長が指名した教官をいう。

第 2 章 製造

(火薬類の製造の制限等)

第 3 条 消費者は、火薬類の製造を行う場合は、規則第 3 条第 1 号に規定する数量以下とし、火薬類製造承認申請書（別紙様式第 1）に製造する火薬類の種類、数量、製造の目的、製造の期間その他必要な事項をあらかじめ学科長、学群長を経て教務部長に届け出なければならない。

第 3 章 貯蔵

(貯蔵責任者)

第 4 条 火薬庫に関する貯蔵責任者は、教務部長とする。

(火薬庫の設置申請)

第 5 条 貯蔵責任者は、火薬庫を設置する必要があるときは、火薬庫設置等承認申請書（別紙様式第 2）を添付して、防衛大学校長（以下「学校長」という。）に上申しなければならない。

2 貯蔵責任者は前項及び第 6 条に規定する上申を行うときは、技術的な点につき総務部管理施設課長に協力を得るものとする。

(火薬庫の構造等の変更)

第 6 条 貯蔵責任者は、訓令第 12 条に係る変更を行う必要があるとき又は訓令第 14 条に係る変更の届出を行う必要があるときは、火薬庫設置承認事項（移転・構造・設備）変更申請書（別紙様式第 3）又は火薬庫設置承認事項変更申請書（別紙様式第 4）を添付して、学校長に上申しなければならない。

(火薬庫の完成検査)

第 7 条 貯蔵責任者は、火薬庫の設置工事又は構造等の変更工事が完了したときは、速やかに学校長に報告するとともに第 10 条に規定する火薬庫検査官にその旨を通知するものとする。

- 2 火薬庫検査官は、前項の通知を受けたときは、火薬庫の構造等について技術上の基準に適合するか否かの検査を行うものとする。
- 3 火薬庫検査官は、前項の検査が技術上の基準に適合すると認めるときは、訓令別記様式第1の火薬庫検査証に所要事項を記載の上、学校長に提出しなければならない。
- 4 学校長は、前項の規定により提出された火薬庫検査証を貯蔵責任者に交付する。
(火薬庫の用途廃止)

第8条 貯蔵責任者は、火薬庫の用途を廃止したときは、用途廃止年月日及び理由を記載の上、学校長に申請しなければならない。

(火薬庫の検査・点検及び報告)

第9条 火薬庫検査官は、規則第19条から第32条までに規定する技術上の基準により、火薬庫の保安検査を毎年3月末に実施し、その結果について、検査終了後30日以内に学校長に報告しなければならない。

- 2 貯蔵責任者は、規則第67条の9の規定に準じ、火薬庫の定期自主検査を各四半期末に実施し、その結果について、検査終了後30日以内に学校長に報告しなければならない。
- 3 貯蔵責任者は、火薬庫に貯蔵している火薬類の保管状況を毎週1回点検し、その結果について各四半期ごとにとりまとめ、四半期終了後30日以内に学校長に報告しなければならない。

(火薬庫検査官)

第10条 火薬庫検査官は教官をもって充てる防衛大学校副校長とする。

(検査官の補助者)

第11条 学校長は、火薬庫検査のために必要な職能を有する者を補助者に指名し、火薬庫検査官の補助をさせるものとする。

(火薬庫保安係員)

第12条 貯蔵責任者は、訓令第21条第1号に掲げる者のほか、次の各号に掲げる者のうちから火薬庫保安係員を選任し、学校長が指名する。

- (1) 火薬類の取扱いに関する達(昭和55年陸上自衛隊達第95-4号)第19条に規定する者
- (2) 海上自衛隊の火薬類の取扱いに関する達(昭和57年海上自衛隊達第13号)第19条に規定する者
- (3) 火薬類の取扱いに関する達(昭和56年航空自衛隊達第41号)第11条に規定する者

(火薬庫保安業務)

第13条 火薬庫保安係員は、訓令に定めるもののほか、次の各号に掲げる保安業務を行うものとする。

- (1) 火薬庫及び火薬庫に貯蔵している火薬類の保安及び維持に関する貯蔵責任者の補佐

- (2) 訓令第 40 条に規定する「危険区域」への立入者の指導監督
- (3) 訓令第 40 条に規定する「危険区域」における異常発生時の応急措置の実施及び指導

第 4 章 運搬

(自動車等による運搬)

第 14 条 訓令第 24 条に定める自動車、軽車両等による運搬に伴う火薬類運搬証明書の発行権者は学校長とする。

- 2 火薬類を運搬しようとする者は、あらかじめ火薬類運搬承認申請書(別紙様式第 5)に運搬する火薬類の種類及び数量、運搬の方法、消費者、その他必要な事項を記載した申請書を提出し、学校長の承認を得なければならない。
- 3 学校長は、火薬類の運搬に関する内閣府令(昭和 35 年総理府令第 65 号。以下「運搬に関する府令」という。)第 10 条で定める数量以上の火薬類を運搬する場合は、最寄りの警察署に所要事項を通報するものとする。
- 4 火薬類運搬証明書の発行を受けた者は、火薬類の運搬を終了したとき又は運搬期間内であっても火薬類を運搬しないこととなったときは、速やかに火薬類運搬証明書をその発行者に返納しなければならない。

(自動車等による運搬の技術上の基準)

第 15 条 訓令第 24 条の規定により火薬類を運搬する場合の技術上の基準は、運搬に関する府令第 12 条から第 18 条までの規定によるほか、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 自動車等で運搬する場合は、四輪以上の車両を充てること。
- (2) 市街地を通過する場合は、運搬に関する府令第 16 条に規定する標識を掲げた先導車をつけるか又はこれに代わる警戒の措置を講じること。

(部外委託による運搬)

第 16 条 学校長は、火薬類の運搬を自衛隊以外の者に法第 19 条の規定により運搬に関する府令第 10 条で定める数量以上の火薬類の運搬を委託する場合は、都道府県公安委員会に届出を行い、届出を証明する文書の交付を受けなければならない。

- 2 学校長は、前項の届出を行う場合において、運搬を委託する相手方に火薬類の運搬について、学校長の代理人である旨の証明書を発行し、その手続きを代行させることができる。

第 5 章 消費等

(消費に係る安全措置)

第 17 条 防大における理化学上の実験のための火薬類の消費に係る安全上の措置は、この達のほか、安全管理に関する達(昭和 46 年防衛大学校達第 4 号)及び火災予防に関する達(昭和 58 年防衛大学校達第 8 号)に示すところによる。

(準備作業)

第 18 条 訓令第 32 条第 1 項に規定する学校長が定める準備作業の手順は学群長が定めるところによる。

2 消費者は、訓令第 32 条第 1 項に規定する準備作業を行うことができる。

(消費前の点検)

第 19 条 消費者は、消費しようとする火薬類について、異常の程度が著しく保管に危険があると認められる場合は廃棄すること。

第 6 章 廃棄等

(廃棄の方法)

第 20 条 火薬類の廃棄の方法に関する技術上の基準は、訓令第 37 条の規定によるほか、当該火薬類の取扱説明書等に記載するところによる。

(廃棄の報告)

第 21 条 消費者は、火薬類を廃棄した場合は、廃棄した火薬類の種類、数量、廃棄の日時、場所及び方法その他必要な事項を、速やかに学群長に報告する。

第 7 章 保安

(危険区域の立入り制限)

第 22 条 訓令第 40 条第 1 項の規定によるほか、同項に規定する危険区域に立ち入ることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校長が職務上立入りの必要があると認めてあらかじめ指定した者
- (2) 学校長が職務上立入りの必要があると認めてその都度許可した者
- (3) 前条各号に規定する者に引率された者

2 危険区域に立ち入る場合には、何人も前項第 1 号又は第 2 号に掲げる者と同行しなければならない。

(危険時の措置)

第 23 条 第 22 条第 1 項各号に掲げる者は、火薬庫が訓令第 42 条第 1 項に示す危険な状態等になったときには、同条に定める必要な措置を講じるとともに、直ちに安全管理に関する達第 12 条に規定する処置に準じて処置をとるものとする。

(事故報告)

第 24 条 消費者は、火薬類による事故が発生した時は、安全管理に関する達第 12 条及び第 13 条の規定により対処するものとする。

(保安教育)

第 25 条 学群長は、火薬類を取り扱う職員に対して機会あるごとに、取り扱う火薬類の種類、研究の特性及び使用状況に応じて、保安教育を実施しなければならない。

2 保安教育の実施基準は、規則第 67 条の 6 の規定を準用する。

第 8 章 譲受け

(譲り受けの対象となる火薬類)

第 26 条 学校長が譲り受けることができる火薬類の種類は、理化学上の実験のために必要な火薬類とする。

2 学群長は、前項の目的のため火薬類を譲り受ける時は、火薬類譲受承認申請書（別紙様式第 6）に火薬類の種類、数量、使用目的、消費の期間、消費計画その他必要な

事項をあらかじめ教務部長を経て学校長に申請しなければならない。

3 教務部長は、火薬類を譲り受けた実績を各四半期末にとりまとめ学校長に報告しなければならない。

第9章 雑則

(委任規定)

第27条 この達の実施に関し必要な事項は、教務部長が定めるものとする。

附 則

この達は、平成16年2月2日から施行する。

附 則（平成17年3月31日防衛大学校達第5号）

この達は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成29年5月31日防衛大学校達第7号）

この達は、平成29年5月31日から施行する。

附 則（令和2年12月22日防衛大学校達第21号）

この達は、令和3年1月1日から施行する。

別紙様式第1（第3条関係）

火 薬 類 製 造 承 認 申 請 書

申 請 項 目	申 請 内 容	記 入 上 の 注 意
製造する火薬類の種類		もれなく記入すること
1 回に製造しようとする 数量及び爆薬換算量（g）		理化学上の実験における無許可製造数量 ① 信号焰管、信号火せん若しくは煙火ま たはこれらの原料用火薬若しくは爆薬 400 g 以下 ② 上記以外のもので爆薬または爆薬換算 200 g 以下 爆薬換算は火薬類取締法第1条の6の規定 による
製 造 の 目 的		理化学上の実験に限る
製 造 の 期 間		勤務時間内であること
製 造 場 所		部屋番号まで記入のこと

火薬類の製造について、上記の内容で申請する。

年 月 日

所 属

消 費 者

上記の内容を確認し、申請することを認める。

年 月 日

学 科 長

学 群 長

申請の内容について、無許可製造数量の範囲内であることを確認し、承認する。

年 月 日

教 務 部 長

備考：この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

：必要に応じて参考書類を添付すること。

別紙様式第2（第5条関係）

火 薬 庫 設 置 等 承 認 申 請 書

1 火薬庫の名称及び所在地

2 火薬庫の種類、棟（とう）数及び面積

型 式	火薬庫番号	棟 数	面 積 (㎡)	備 考

3 貯蔵火薬類の種類及び最大貯蔵量

型 式	火薬庫番号	貯蔵火薬類の種類	最大貯蔵量(火(爆)薬換算量) (t)

4 保安距離

型式	火 薬 庫 番 号	最大貯蔵量 (火(爆)薬換算量) (t)	区 分				
			第1種	第2種	第3種	第4種	
			項目	まで (m)	まで (m)	まで (m)	まで (m)
			所 要 距 離				
			実 距 離				

5 設置、移転又は変更の別

6 特記事項

7 その他

- (1) 火薬庫設置棟の技術上の基準
- (2) 設置位置及び構造等

備考：この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
：必要に応じて参考書類を添付すること。

別紙様式第3（第6条関係）

火薬庫設置承認事項（移転・構造・設備）変更申請書

- 1 火薬庫の名称及び所在地
- 2 既設置承認番号
- 3 変更する事項

火薬庫〇〇構造の改修

名 称	火薬庫の型式	火 薬 庫 番 号	構 造 の 変 更	
			変 更 前	変 更 後

- 4 設置、移転又は変更の別
 - (1) 〇〇構造の変更
 - (2) 理 由

- 5 その他
 - (1) 位置等
 - (2) 貯蔵量（参考）

名 称	型 式	火薬庫番号	面積(m ²)	貯蔵火薬類の種類	貯蔵火(爆)薬量(t)

備考：この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
：必要に応じて参考書類を添付すること。

別紙様式第4（第6条関係）

火 薬 庫 設 置 承 認 事 項 変 更 申 請 書

- 1 火薬庫の名称及び所在地
- 2 既設置承認番号
- 3 変更する事項

型 式	火薬庫番号	区 分	貯蔵火薬類の種類	最大貯蔵量 (爆薬換算量) (t)	面 積 (㎡)
		旧			
		新			

4 保安物件

型式	火薬庫番号	最大貯蔵量 (爆薬換算量) (t)	種類	第 種 まで(m)	第 種 まで(m)	第 種 まで(m)
			区分			
			所 要 距 離			
			実 距 離			

- 5 設置、移転又は変更の別
- 6 特記事項
- 7 火薬庫の位置図等

付図第1 位置図

付図第2 保安距離要図

8 その他

既設置申請書記載事項のとおり。

備考：この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
：必要に応じて参考書類を添付すること。

別紙様式第5（第14条関係）

火 薬 類 運 搬 承 認 申 請 書

申 請 項 目	申 請 内 容	記 入 上 の 注 意
運 搬 する 火 薬 類 の 種 類		もれなく記入すること
今 回 運 搬 し よ う と す る 数 量 (g)		種 類 毎 に 記 入 す る
運 搬 日 時		年 月 日 及 び 時 間 を 記 載 す る
運 搬 目 的 及 び 方 法		運 搬 の 必 要 性 及 び 手 段 を 記 載 す る
運 搬 区 間 及 び 距 離		地 図 を 添 付 す る 事 項
運 行 者 氏 名 ・ 所 属		消 費 者 及 び 同 乗 者 を 記 載 す る

火薬類の運搬について、上記の内容で申請する。

年 月 日

所 属

消 費 者

上記の内容を確認し、申請することを認める。

年 月 日

学 科 長

学 群 長

教 務 部 長

申請の内容について、記載事項を確認し、承認する。

年 月 日

防 衛 大 学 校 長

備考：この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

：必要に応じて参考書類を添付すること。

別紙様式第6（第26条関係）

火薬類譲受承認申請書

申請項目	申請内容	記入上の注意
譲受する火薬類の種類		もれなく記入すること
今回譲受しようとする数量 (g)		種類毎に記入する
使用目的及び消費者		理化学上の実験に限る
消費の期間		
消費計画		実験回数及び1回の使用量等を記入する

火薬類の譲受について、上記の内容で申請する。

年 月 日

所 属

学群長名

上記の内容を確認し、申請することを認める。

年 月 日

教務部長

申請の内容について、記載事項を確認し、承認する。

年 月 日

防衛大学校長

備考：この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

：必要に応じて参考書類を添付すること。